

# Arcstar Conferencing テレビ会議サービス利用規約【現改比較表】 2024年12月1日現在

～2024年12月31日	2025年1月1日～
目次	目次
第1条 ～ 第5条 (略)	第1条 ～ 第5条 (略)
第6条 <a href="#">契約の単位</a>	第6条 <a href="#">削除</a>
第7条 <a href="#">テレビ会議契約申込みの方法</a>	第7条 <a href="#">削除</a>
第8条 <a href="#">テレビ会議契約申込みの承諾</a>	第8条 <a href="#">削除</a>
第9条 (略)	第9条 (略)
第10条 <a href="#">テレビ会議拠点等の変更</a>	第10条 <a href="#">削除</a>
第10条の2 <a href="#">利用ID数等の変更</a>	第10条の2 <a href="#">削除</a>
第11条 <a href="#">その他の契約内容の変更</a>	第11条 <a href="#">削除</a>
第12条 <a href="#">利用権の譲渡</a>	第12条 <a href="#">削除</a>
第13条 ～ 第14条 (略)	第13条 ～ 第14条 (略)
第15条 <a href="#">付加機能の提供</a>	第15条 <a href="#">削除</a>
第16条 ～ 第37条 (略)	第16条 ～ 第37条 (略)
別記	別記
1 ～ 6 (略)	1 ～ 6 (略)
7 <a href="#">おまかせパックの提供</a>	7 <a href="#">削除</a>
7の2 <a href="#">運用サポートの提供</a>	7の2 <a href="#">削除</a>
7の3 <a href="#">テレビ会議専用端末機器の販売等</a>	7の3 <a href="#">削除</a>
7の4 <a href="#">テレビ会議専用端末機器に関する保守サービスの提供</a>	7の4 <a href="#">削除</a>
7の5 <a href="#">利用状況確認サービスの提供</a>	7の5 <a href="#">削除</a>

8 (略)

料金表 ~ 附則 (略)

8 (略)

料金表 ~ 附則 (略)

第1条 ～ 第5条 (略)

(契約の単位)

第6条 当社は、1のテレビ会議契約者識別符号につき1のテレビ会議契約を締結します。この場合、テレビ会議契約者は、1のテレビ会議契約につき1人に限ります。

(テレビ 会議契約申込みの方法)

第7条 テレビ会議契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法によりテレビ会議契約の申込みを行っていただきます。

- (1) Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの種別等
- (2) テレビ会議利用拠点の場所
- (3) 利用端末についての情報
- (4) テレビ会議の設定情報
- (5) ネットワーク情報
- (6) 利用ID数等
- (7) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(テレビ会議契約申込みの承諾)

第8条 当社は、テレビ会議契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込みを承諾しないことがあります。

第1条 ～ 第5条 (略)

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

(1) テレビ会議契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。

(2) Arcstar Conferencing テレビ会議サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) テレビ会議契約の申込みをした者が、Arcstar Conferencing テレビ会議サービス又は当社の提供する他のサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 料金表に別段の定めがあるとき。

(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第9条 (略)

(テレビ会議拠点等の変更)

第10条 テレビ会議契約者は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスにおけるテレビ会議利用拠点の場所、利用端末についての情報、テレビ会議の設定情報及びネットワーク情報の変更（以下「テレビ会議拠点等の変更」といいます。）の請求をすることができます。

2 前項の請求を行う場合には、あらかじめそのことについて当社所定の方法によりその請求を行っていただきます。

3 前2項の請求があったときは、当社は、第8条（テレビ会議契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用ID数等の変更)

第9条 (略)

第10条 削除

第10条の2 テレビ会議契約者は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスにおける利用

ID数等の変更（以下「利用ID数等の変更」といいます。）の請求をすることができます。

2 前項の請求を行う場合には、あらかじめそのことについて当社所定の方法によりその請求を行っていただきます。

3 前2項の請求があったときは、当社は、第8条（テレビ会議契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第11条 当社は、テレビ会議契約者から請求があったときは、第7条（テレビ会議契約申込みの方法）に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第8条（テレビ会議契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用権の譲渡）

第12条 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス利用権（テレビ会議契約者が本規約に基づいてArcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により、Arcstar Conferencing テレビ会議サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

第10条の2 削除

第11条 削除

第12条 削除

3 当社は、前項の規定によりArcstar Conferencing テレビ会議サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) Arcstar Conferencing テレビ会議サービス利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(2) Arcstar Conferencing テレビ会議サービス利用権を譲り受けようとする者が、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) その他当社のArcstar Conferencing テレビ会議サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、テレビ会議契約者の有していた権利及び義務を承継します。

第13条 ～ 第14条 (略)

(付加機能の提供)

第15条 当社は、テレビ会議契約者から請求があった場合は、次のときを除き料金表第1表(料金(附帯サービスに関する料金を除きます。))に定めるところにより付加機能を提供します。

(1) 付加機能の提供を請求したテレビ会議契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 付加機能の提供を請求したテレビ会議契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。

(3) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の

第13条 ～ 第14条 (略)

第15条 削除

Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

第16条 ～ 第37条 (略)

別記

1 ～ 6 (略)

7 おまかせパックの提供

当社は、テレビ会議契約者から請求があったときには、おまかせパック（当社が、そのテレビ会議契約者からの申出によりArcstar Conferencingテレビ会議サービスの利用に係る端末設備等（端末設備及びこれに附属する設備を含みます。以下同じとします。）及び端末設備等に関する保守サービスを提供するものをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合において、テレビ会議契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に定める料金の支払いを要します。

(1) おまかせパックには、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に定めるところにより、最低利用期間があります。

(2) (1)の最低利用期間は、おまかせパックの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して36料金月の末日までとします。

(3) テレビ会議契約者は、(2)の最低利用期間内におまかせパックの廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第3表に定める額を一括して支払っていただきます。

第16条 ～ 第37条 (略)

別記

1 ～ 6 (略)

7 削除

- (4) おまかせパックに係る端末設備等（以下、「おまかせパック端末設備等」といいます。）を設置するために必要な場所は、テレビ会議契約者から提供していただきます。
- (5) おまかせパック端末設備等に必要な電気は、テレビ会議契約者から提供していただきます。
- (6) テレビ会議契約者は、おまかせパック端末設備等を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (7) テレビ会議契約者は、当社が設置したおまかせパック端末設備等を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (8) テレビ会議契約者は、(7)の規定に違反しておまかせパック端末設備等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。この場合において、支払っていただく額は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）第2（おまかせパックに関する料金）2（料金額）に規定する端末設備の補充、修繕等に関する料金とします。
- (9) テレビ会議契約者は、おまかせパックの廃止において、廃止日から起算して7日以内におまかせパック端末設備等を返却できないときは、返却されるまでの期間において遅延損害金（不課税）を支払っていただきます。この場合において、支払っていただく額は、返却されるまで1ヶ月当たり料金表第3表（附帯サービスに関する料金）第2（おまかせパックに関する料金）2（料金額）に規定する端末設備等に関する料金の1ヶ月分の月額料金と同額とします。但し、1ヶ月に満たない日数は1ヶ月とみなすものとします。
- (10) 当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、そのArcstar Conferencingテレビ会議サービスにおいて使用される



おまかせパック端末設備等に係る料金の支払い及び損害賠償について、そのArcstar Conferencingテレビ会議サービスの場合に準じて取り扱います。

(11) (1)から(10)までに規定するほか、おまかせパック端末設備等に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるものを除き、Arcstar Conferencingテレビ会議サービスに準ずるものとします。

(注) (11) に規定する当社が別に定めるものは、本規約第36条の2（特約）に定めるところによります。

#### 7の2 運用サポートの提供

当社は、テレビ会議契約者から請求があったときには、運用サポートを提供します。この場合において、テレビ会議契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に定める料金の支払いを要します。

#### 7の3 テレビ会議専用端末機器の販売等

(1) 当社は、テレビ会議契約者から請求（別記7の4に定める保守サービスの請求と同時に行われた場合に限り。）があったときは、テレビ会議専用端末機器（テレビ会議契約者がテレビ会議を利用するために使用する機器及びこれに附属する機器をいいます。以下同じとします。）を販売します。この場合において、販売するテレビ会議専用端末機器の機種及び料金の額は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に定める料金の支払いを要します。

(2) 当社は、テレビ会議契約者（(1)に規定するテレビ会議専用端末機器の販売に係る者に限り。）から請求があったときは、テレビ会議専用端末機器の設置に係る工事を行

#### 7の2 削除

#### 7の3 削除

います。この場合、テレビ会議契約者は、料金表第3表に定める工事費の支払いを要します。

(3) テレビ会議専用端末機器の引渡しは、当社が、テレビ会議契約者がテレビ会議専用端末機器を受取ったことを確認したことにより完了するものとします。

(4) テレビ会議専用端末機器の所有権は、テレビ会議契約者によるテレビ会議専用端末機器の販売に関する料金、テレビ会議専用端末機器の設置に係る工事に関する費用及びその他の債務の支払いの完了をもって当社からテレビ会議契約者に移るものとします。

(5) 当社は、テレビ会議契約者（(1)に規定するテレビ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。）から請求があったときは、別記7の4に定めるところにより、保守サービスを提供します。

(6) テレビ会議契約者は、次に掲げる事項について保証するものとします。

ア テレビ会議契約者が、関連法規によりテレビ会議専用端末に係る技術の提供を禁止されている者又は経済産業省の定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないこと

イ テレビ会議専用端末を、核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用に供しないこと

ウ テレビ会議専用端末機器をアに規定する者に輸出又は提供しないこと

(7) (1)から(6)までに規定するほか、テレビ会議専用端末機器の販売に関する料金及び工事に関する費用の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第28条（延滞利息の規定）にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに準じるものとします。

#### 7の4 テレビ会議専用端末機器に関する保守サービスの提供

- (1) 当社は、テレビ会議契約者から請求（別記7の3（テレビ会議専用端末機器の販売等）に規定するテレビ会議専用端末機器の販売の請求と同時に行われた場合に限り。）があったときは、テレビ会議専用端末機器に関する保守サービスを提供します。この場合において、保守サービスに関する料金の額は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に定める料金の支払いを要します。
- (2) 保守サービスの提供を開始する日は、そのテレビ会議専用端末機器に関する設置の工事の日とします。
- (3) 保守期間（保守サービスを提供する期間をいいます。以下同じとします。）は、保守サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- (4) (3)の保守期間の満了の日の1ヶ月前までに当社又はテレビ会議契約者のいずれからも異議がないときは、保守期間は満了の日の翌日から更に1年間自動的に継続するものとし、以降も同様とします。
- (5) テレビ会議契約者は、(3)及び(4)の保守期間内に保守サービスの利用の廃止があった場合（テレビ会議契約の解除があったことによる場合を含みます。）は、料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する保守サービスに関する料金に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
- (6) (1)から(5)までに規定するほか、テレビ会議専用端末機器の保守サービスに関する料金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第28条（延滞利息の規定）にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件についてはArcstar Conferencing テレビ会議サービスに準じるものとします。

#### 7の4 削除

7の5 利用状況確認サービスの提供

当社は、テレビ会議契約者（第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（フレックスに限ります。）の利用に係る者に限ります。）から請求があったときには、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの利用に係るトラフィック（そのテレビ会議サービスに係る利用状況等を言います。）に係る情報を参照可能とするサービス（以下「利用状況確認サービス」といいます。）を提供します。この場合において、テレビ会議契約者は、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に定める料金の支払いを要します。

8 （略）

料金表 ～ 附則 （略）

7の5 削除

8 （略）

料金表 ～ 附則 （略）

附 則（令和6年11月20日 C A S 3 サ第000400001792-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているArcstar Conferencing テレビ会議サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 附則2の場合において、テレビ会議契約者は、次に掲げる事項に限り請求等を行うことができます。

ア 同時接続数（ポート）の変更（減少に限ります。）

	<p><u>イ 会議室関連の変更（会議室の減少及び会議室情報変更に限ります。）</u></p> <p><u>ウ テレビ会議利用拠点関連の変更（テレビ会議利用拠点の変更（移設）、テレビ会議利用拠点の廃止及びテレビ会議利用拠点の情報変更に限ります。）</u></p> <p><u>エ 端末関連の変更（端末廃止に限ります。）</u></p> <p><u>オ 端末設備等における修理の請求</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>
--	--